

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

川崎市

2. 構造改革特別区域の名称

かわさきそだちワイン特区

3. 構造改革特別区域の範囲

川崎市の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

川崎市（以下「本市」という）は神奈川県の北東部に位置し、北は多摩川をはさんで東京都に、南は横浜市にそれぞれ隣接し、北部は多摩丘陵地帯をひかえ、南部は東京湾に臨んでいる。市域は多摩川の上流に向かって次々と拡大されたため、最長距離は南東から北西への延長約 33.1 km、最短距離は南北に約 1.2 km という細長い地形になっており、市域面積は 144.35k m²である。

また、北西部の一部丘陵地帯を除いて起伏が少なく、最も高いところで 148.0m、最も低いところでマイナス 0.3m と神奈川県下でも比較的平坦な地形となっている。

(2) 気候

本市の気候区は、東日本型の東海関東型に属しており、比較的温暖な気候を有している。横浜地方気象台で観測した令和 4 年（2022 年）の平均気温は 16.7℃（最高気温 36.2℃、最低気温- 1.5℃）であった。

都市化の進展が続いており、他の地域に比べて都市部の気温が上昇するヒートアイランド現象の影響がみられ、過去 10 年間で年平均気温が約 0.5℃上昇している。

横浜地方気象台で観測した令和 4 年（2022 年）の降水量は、1,657.5 mm であった。日降水量 50 mm 以上の日数は増加傾向がみられる一方、降水日数は変化がみられない。

(3) 人口

本市の人口は、近年、増加傾向が続いており※1、総人口は、令和 5 年（2023 年）10 月現在 1,545,604 人である。

※1 本市人口の推移（各年 10 月 1 日現在人口 資料「川崎市統計書」）

年	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人	1,516,483	1,530,457	1,538,262	1,540,340	1,540,890	1,545,604

(4) 産業

本市は、日本を代表する大企業や研究開発の立地に加え、優れた技術を持つ中堅・中小企業も数多く集積し、ものづくりをはじめ農業・商業・サービス業など多様で幅広い産業を有する都市として発展してきた。

令和 3 年経済センサス活動調査によると、本市従業者数は 578,007 人で、産業別には、第 1 次産業が約 0.1%（販売農家数から算出）、第 2 次産業が約 18.2%、第 3 次産業が約 81.7%となっている。

従業者数の産業別構成比の特化係数をみると、「製造業」、「情報通信産業」、「運輸業、郵便業」、「学術研究、専門・技術サービス業」などが 1 を超えており、本市における特徴的な産業であると言える。

本市農業は、典型的な都市農業であり、農地面積 526ha のうち市街化区域内農地が 7 割、残り 3 割が市街化調整区域内農地であり、生産緑地は市内農地全体の約 5 割を占めており、開発等により農地面積及び農業従事者数はこの 30 年間で半減※2 している。

※2 農地面積及び農業従事者数の推移（資料「固定資産概要調書」「農林業センサス」）

	1985 年	1995 年	2005 年	2015 年	2020 年
農地面積	1,237ha	884ha	693ha	580ha	526ha
農業従事者数	3,338 人	2,329 人	1,911 人	1,289 人	1,195 人

本市では、生産者と消費者の距離が近いという、都市のメリットを活かした直売中心の農業が行われており、野菜や果樹、花きなど、1 年を通じて多品種の農産物が栽培されている。農林水産省による本市の令和 3 年農業産出額（推計）は、376 千万円で、内訳は、野菜 134 千万円（35.6%）、花き 120 千万円（31.9%）、果実 50 千万円（13.3%）、いも類 20 千万円（5.3%）などとなっている。

(5) 地域づくり

平成 28 年（2016 年）3 月に「川崎総合計画」を策定し、本計画のめざす都市像を「成長と成熟の調和による持続可能な最幸※3 のまち かわさき」と定め、子どもたちの笑顔があふれ、高齢者や障害者等、誰もが社会に貢献しながら生きがいを持つことができ、産業都市として力強く発展し続ける、そのような成長と成熟が調和し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざし、「安心のふるさとづくり（成熟）」と「力強い産業都市づくり（成長）」の調和により、まちづくりを進める。

※3 「最幸」とは・・・川崎を幸せのあふれる「最も幸福なまち」にしていきたいという思いを込めて使用している。

(6) 本市を取り巻く諸情勢と課題

全国的に農業従事者の減少及び高齢化など、後継者、担い手不足が課題であり、本市においても同様の課題が存在※4 する。不動産収入や兼業での労働所得等の農外所得を得ながら安定的な農業経営を行う一方で、相続発生時には多額の相続税負担のため、農地を手放す農業者が少なくない。後継者不足や相続税負担による農地減少を阻止する

ことが困難な状況である。

相続税負担の軽減策については短期間で実行することが難しいが、後継者不足を解決するため、農業の魅力を発信し、農業収入の増加を図り、営農意欲向上を図ることが必要である。

※4 基幹的農業従事者の平均年齢の推移（資料「農林業センサス」）

	2005年	2010年	2015年	2020年
全国	64.2歳	66.1歳	67歳	67.8歳
川崎市	63歳	64.6歳	64.4歳	65.5歳

本市としては、平成28年2月策定した「川崎市農業振興計画」に基づき、農業者が都市的立地を活かした健全な農業経営を行い、併せて安らぎや潤いなど多面的な役割を果たしている農地を守っていけるよう、農業振興施策に取り組んでいる。その一環として、農業振興地域等の活性化や新たな農業価値の創造を推進するために、グリーンツーリズムや6次産業化に向けた支援を行っている。

(7) 川崎市の特産物について

本市は、県内でも果物生産が盛んな地域であり、2020年農林業センサスによると、樹園地面積において神奈川県内33市町村中、第7位である。経営耕地総面積に対する樹園地の割合は26%と、神奈川県全体の18%、横浜市の13%、相模原市の6%より高い状況にある。

市内では従前より梨・みかん・柿の栽培が盛んである。「令和4年度川崎市農業実態調査」によると果実収穫量1位は梨(188,910kg)であり、多摩区を中心に約60軒の農家が梨を栽培している。多摩川梨として地域では長く親しまれ、各農園にて直売やもぎ取り体験が実施されている。果実収穫量2位はみかん(56,871kg)であり、多摩丘陵が広がる多摩区を中心に約100軒の農家が栽培しており、近年は収穫体験を導入する農園が出てきている。果実収穫量3位の柿(30,793kg)については、麻生区を中心とした約100軒の農家にて、川崎市原産の禅寺丸柿などが栽培されている。市内農家による禅寺丸柿保存会では、市外事業者に委託で柿ワインを醸造して、伝統品種の禅寺丸柿の保存とPRを行った実績がある。

また、近年は、いちごとぶどうの栽培において、若手農業者を中心とした新たな動きが生まれてきている。

いちごにおいては、施設園芸により収穫時期の長期化を図るとともに、観光農園経営と合わせた経営を行うことで収益性が高められることから栽培農家が年々拡大している。令和4年度川崎市農業実態調査では、市内で約22トンの生産がなされ、平成25年(11,302kg)と比較して約2倍になり、市内の果実収穫量で第4位(22,817kg)に上昇した。

ぶどうにおいては、生産量は産地には及ばないものの、令和4年度川崎市農業実態調査では市内果実収穫量で6位(6,644kg)であり、市内ではぶどう部門の品評会等も長

年開催されている。これに加えて、令和2年の707(708)特例措置「かわさきそだちワイン特区」認定後、若手農業者にて市内産ぶどうを活用したワイン醸造が行われ、メディアでも注目を集めている。また、令和4年度に提案事業者の農業者が明治大学農学部や市民などの協力を得て「かわさきワインプロジェクト」を立ち上げ、ワイン用ぶどうの栽培量増加を目指した活動を進めており、ワインという加工品づくりを契機に、産官学の連携や、市民を巻き込むことで情報発信を強化し、交流人口の増加により地域の活性化に繋げようという新たな取組みが始まっている。

以上の理由から梨、みかん、柿、いちご、ぶどうを本市の特産物として指定している。

5. 構造改革特別区域計画の意義

産業の歴史的経緯から、本市は工業都市のイメージが根強く、市内農業についての認知度が低い状況にある。認知度の低さを逆手にとり、市内産果実からワイン等の果実酒が作られていることを訴求できれば、その意外性から、市内外への本市農業の認知度上昇の起爆剤としての役割を期待することができる。

また、都市部に存在するワイン等醸造所は、アクセスの良さから、身近な観光地としての魅力が大きく、観光面からも地域経済の活性化が期待できる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

(1) 目標

規制の特例措置を活用することにより、農業者が栽培した市内産果実を使用して、新しい農産物加工品ともいべきワイン等市内産果実酒の製造が可能となる。都市部では数少ない醸造所を保有した農地を観光振興及び商業振興の目玉としてPRし、併せて、規制の特例措置を受けワイン等市内産果実酒の製造を予定している農園周辺地域のグリーンツーリズムを実施することで、新たな観光スポットとしての集客を図る。

また、これを機に本市農業が市内外から注目を集めることで、農園への来園客の増加により農業収入の増加を図る。

【707(708)特定農業者による特定酒類の製造に関する実績及び目標】

	2021年	2023年	2025年	2027年
特定酒類製造現場件数(延べ件数)	1件	1件	0件	1件
特定酒類製造数量(キロリットル)	0.3	0.6	0	0.05

【709(710、711)特産酒類の製造に関する実績及び目標】

	2021年	2023年	2025年	2027年
特産酒類製造現場件数(延べ件数)	-	-	1件	1件
特産酒類製造数量(キロリットル)	-	-	2.0	2.0

※現在、707(708)特例措置で酒類製造免許を取得している農業者が、709(710、711)特例措置認定後に酒類製造免許を取得する計画となっている。

(2) 果実酒醸造意向のある農業者

(1) の目標根拠となる果実酒醸造意向のある市内農業者については、果実酒醸造意向のある農業者から、他に醸造意向のある農業者 4 人の紹介を受け、その 4 人の農業者に本市がヒアリングを行い、醸造意向があることを確認した。709(710、711) 特例措置の目標に計上しているのは、既に 707(708) 特例措置によりワイン醸造を開始している、1 件である。

また、707(708) 特例措置については、新たに農家レストランを整備した農業者がおり、特例措置の活用意向がある旨を確認した。

今回ヒアリングを行ったのは一部の限られた農業者であるため、709(710、711) 特例措置の活用が可能になった場合、原料供給や委託醸造を含め、特例措置の活用を希望する農業者の広がりを見込むことができる。

(1) の実績及び目標件数の内訳 (延べ件数)

	2021年	2023年	2025年	2027年
707(708)	麻生区1件	麻生区1件	0件	多摩区1件
709(710、711)	-	-	麻生区1件	麻生区1件

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 本市農業の活性化

本市は、都心部から近距離に位置し、アクセスも良いことから、働き手や消費が都心部を中心とした周辺地域に流失しており、農業就業者の高齢化や農業後継者不足という課題を抱えている。農業による収入面の不安からも農業者の営農意欲減退に繋がっており、農作物の6次産業化による付加価値の創出による所得向上や、意欲ある農業者の新たな挑戦意欲を呼び起こすことが求められている。

本計画により、農業就業者の所得向上や意欲創出及び、農業後継者不足の解消や農業収入の低迷等の課題解決の一助となることで、次世代に本市農業を引き継ぎ、活性化に寄与することが期待できる。

また、本市は都心部から近距離にある農業観光スポットとして農業の魅力の発信が期待される地域であり、人と金の流出防止が実現すれば、農業後継者不足や営農意欲減退の緩和や、市内農業の活性化の一助となりうる。

(2) 職業としての農業人気の向上

本市は都心部への通勤圏内にあり、多くの市民は都市部に通勤する会社員である。特に市街化内農地を保有する農業者は、近隣住民の多くが会社員であり、農業者は希少な存在である。農業者等の第一次産業事業者は、肉体労働作業が多く、農産物価格の低迷等によりなりたいたい職業としての農業の人気は限定的である。

計画の実施により、観光農園来客数の増加、農業収入の増加が実現することで、職業としての農業の人気向上に寄与し、農業者の営農意欲向上の一助となることが期待さ

れる。

(3) 市内商業への波及効果

市場規模が縮小する中、消費者の価値観が多様化しており、農産物の産地や生産方法、食品の製造方法、添加物などへの興味の高まりとともに、SNS などの普及により、様々な情報を基に購入可否を判断するなど、商品の選び方や視点が厳しくなっている。

今後、インターネットを通じた消費が拡大していくと、地域消費が縮小することが懸念され、地域のお店ならではの強みが重要である。将来的に、市内で収穫された果物を材料とし、市内で製造された果実酒を市内飲食店で提供、販売することより市内商業への波及効果が期待できる。

(4) 新たな観光資源の創出

都市部では数少ない醸造所を保有した農園を魅力ある観光資源として PR し、併せて、規制の特例措置を受け、ワイン等市内産果実酒の製造を予定している農園周辺地域を組み合わせたツアーを造成することで、都市部近郊の新たな観光スポットとしての集客を図る。

国産果実は外国人観光客からの評価が高く、近年市内いちご狩りを行う観光農園への外国人観光客が増加している。観光農園と組み合わせる果実酒を製造、提供すること等も検討していることから、市内農業及び観光農園が注目され、本市地域資源の新たな魅力創出が期待できる。

(5) 707(708)特例措置と709(710、711)特例措置を適用する意義

果実酒の製造・販売を通じて、農業者の所得向上や地域農業の活性化を推進するには、製造の過程で域内の農業者に広く関わってもらうことや、観光客等への販路拡大に結びつけることが重要である。そのためには、707(708)特例措置により、農業者による果実酒製造への関心を高めて、小規模での事業参入を促進するとともに、709(710、711)特例措置により、707(708)特例措置で酒類醸造免許を取得した者の事業規模の拡大を進めつつ、域内農業者からの特産物の材料供給により醸造量の増加を図るなど、両方の特例措置を一体的に活用することが効果的である。

8. 特定事業の名称

707(708)特定農業者による特定酒類の製造事業(構造改革特別区域法第25条)

709(710、711)特産類の製造事業(構造改革特別区域法第26条)

別 紙 1

1 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業 (構造改革特別区域法第 25 条)

2 当該規制の特別措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業 (農家レストラン、飲食店、農家民宿等) を営む農業者 (以下「特定農業者」という。) で、果実 (自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。) を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特別措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記 2 に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

川崎市の全域

(3) 事業の実施期間

上記 2 に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記 2 に記載の者が、果実 (自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。) を原料とした果実酒の提供を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において特定農業者が、果実、(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。) を原料として果実酒を製造する場合には、酒類製造免許にかかる最低製造数量基準 (6 キロリットル) が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、本市の新たな地域特産品として交流人口の拡大が期待されるとともに、今後の農業の新しい魅力づくりが展開され地域活性化が図られていく観点から、当該特例

措置の適用が必要であると考える。

なお、当該特例措置より特定農業者が酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告・納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象となる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知に努めるとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

別紙 2

1 特定事業の名称

709(710、711)特産酒類の製造事業（構造改革特別区域法第26条）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（梨、みかん、柿、いちご、ぶどう又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下、「特産物」という。）を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に關与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

川崎市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、構造改革特別区域内において、特産物を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、特産物を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が2キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、本市の新たな地域特産品として交流人口の拡大が期待されるとともに、今後の農業の新しい魅力づくりが展開され地域活性化が図られていく観点から、当該特例措置の適用が必要であると考えます。

なお、当該特例措置により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告・納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象となる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知に努めるとともに、特産酒類に係る製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。